

拜啓 酷暑之砌益々御清祥被爲涉奉大賀候 陳者當會社勞
働爭議は四月二十六日勃發以來意外之長時日を經過致候處
其間深甚なる御了解の下に多大の御同情被寄特に御慰問を
忝ふし感佩不過之候

然る處協調會理事添田敬一郎、濱松市長渡邊素夫、濱松市
消防組頭鈴木幸作の三氏が本爭議の勃發當時より當會社の
主張たる左傾的勞働組合たる評議會の煽動による要求事項
を認めざる事、爭議中の日當及爭議費用一切を支拂はざる
事、解雇處分を爲したる職工中當會社に於て悪化せりと認
むる者の復歸を許さざる事等を考慮し妥當なりとする左記
條件を提示し調停の勞を取られたるを以て該案が當會社之
主義主張に反せず互讓協調の精神に適するものと認め之を
肯定致候爭議團側は一旦之を拒絶したるも數日を経て再び
協調會に依頼し最前の條件を容るゝ事となりしを以て當會
社は喜んで應ずべきを回答し去八日愈々圓滿解決を告ぐる
に至り候

願れば惡戰苦闘百有五日にして一切の障礙を徹底排除し當
初の聲明通り當會社主張を貫徹して茲に結末を告ぐるを得
たるは欣快とする所に有之これ一に御激勵御鞭撻の賜に深
く感銘罷在候今後は思を茲に輸し斯かる不祥事の絶滅を期
するに共に全工場員の緊張心を維持善導して和氣霽々裡に
生産の充實、品質の向上を圖り以て御愛顧に酬ゆるの決心
に有之候條乍此上御高庇の程奉懇願候

乍序當社が本爭議解決に際し復歸職工中の生計困難者に對
する救濟方法及違法行爲に依り收監せられたる者の家族並
に暴行の爲負傷せし者等を慰問するの意味を以て自發的に
聲明せし事項有之左に主要解決條件と共に之を附記して御
挨拶旁々尊覽に供し候 敬具

日本樂器製造株式會社

大正十五年八月十日

社長 天野千代丸